

# 令和8年度奈良県宿泊施設立地促進事業補助金

地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進及び既存宿泊施設の魅力向上を図ることにより、滞在型観光を一層推進するため、県内に宿泊施設の新設又は増改築等を行う事業者を対象に補助金を交付する制度です。

補助対象経費の **10%** 最大 **2億円** を補助

募集期間	令和8年4月1日～令和9年1月31日																																
対象事業者	<p>県内で旅館・ホテルの新設又は増改築等を行う事業者（新設・増改築等に係る投下資産を取得する者）で、下記 i～iii の要件をすべて満たし、その事業計画について <b>事業着手前に知事の認定を受けた方</b>（※1）</p> <p>i. 旅館・ホテル（※2）の新設、増改築等であること</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>*新設・・・宿泊施設の新築又は、宿泊施設以外の既存施設の増築、改築、改装、改修等により新たに旅館・ホテルを開業すること</p> <p>*増改築等・・・既存の宿泊施設において、施設の増築、改築、改装、改修等を行うこと</p> </div> <p>ii. 認定を受けた日から1年以内に着工（いわゆる「杭打ち工事」等）し、着工から3年以内（総客室数100室以上かつ平均客室面積20㎡以上である場合4年以内）に操業開始（※3）すること</p> <p>※1 国、県の補助金等との併用はできません。          ※2 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の営業許可を受ける施設（簡易宿所、下宿、民泊およびラブホテル等は対象外）          ※3 操業開始：新設の場合・・・旅館業法の営業許可を受けること          増改築等の場合・・・当該工事箇所又は導入設備等の全部を供用すること</p> <p>iii. 客室数、投下資産の額が以下の(1)～(6)に該当すること</p> <p>◆宿泊施設の新設</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>客室数</th> <th>投資額</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td><b>1～4室※4</b></td> <td><b>3,000万円以上</b></td> <td rowspan="5"><b>10%</b></td> <td rowspan="5"><b>1,000万円</b></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td><b>5～9室</b></td> <td><b>1億円以上</b></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td><b>10～19室</b></td> <td><b>2億円以上</b></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td><b>20～29室</b></td> <td><b>3億円以上</b></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td><b>30室以上</b></td> <td><b>5億円以上</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 古民家等を活用するものに限る</p> <p>◆既存宿泊施設の増改築等 客室数の増加・高付加価値化を図るものに限定</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>客室数</th> <th>投資額</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6)</td> <td><b>要件なし</b></td> <td><b>3,000万円以上</b></td> <td><b>10%</b></td> <td><b>1億円※5</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 総客室数100室以上かつ平均客室面積20㎡以上である場合は2億円（奈良市を除く）</p>		客室数	投資額	補助率	補助上限額	(1)	<b>1～4室※4</b>	<b>3,000万円以上</b>	<b>10%</b>	<b>1,000万円</b>	(2)	<b>5～9室</b>	<b>1億円以上</b>	(3)	<b>10～19室</b>	<b>2億円以上</b>	(4)	<b>20～29室</b>	<b>3億円以上</b>	(5)	<b>30室以上</b>	<b>5億円以上</b>		客室数	投資額	補助率	補助上限額	(6)	<b>要件なし</b>	<b>3,000万円以上</b>	<b>10%</b>	<b>1億円※5</b>
	客室数	投資額	補助率	補助上限額																													
(1)	<b>1～4室※4</b>	<b>3,000万円以上</b>	<b>10%</b>	<b>1,000万円</b>																													
(2)	<b>5～9室</b>	<b>1億円以上</b>																															
(3)	<b>10～19室</b>	<b>2億円以上</b>																															
(4)	<b>20～29室</b>	<b>3億円以上</b>																															
(5)	<b>30室以上</b>	<b>5億円以上</b>																															
	客室数	投資額	補助率	補助上限額																													
(6)	<b>要件なし</b>	<b>3,000万円以上</b>	<b>10%</b>	<b>1億円※5</b>																													
補助対象経費	<p>当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用であって知事が認めるもの</p> <p>■「投下資産の取得に要する費用」の考え方（留意点）</p> <p>ア. 当該宿泊施設のうち所得税法施行例の規定による「建物及びその附属設備」「構築物」「機械及び装置」に限ります。</p> <p>イ. 消費税及び地方消費税は除きます。</p> <p>ウ. 旅館業の許可を受ける範囲や旅館業の用に供するものに限ります。          （複合施設等、申請の対象となる建物の一部のみが旅館業の許可を受ける場合や、申請の対象となる建物以外の建物等を併せて旅館業の許可を受ける場合は、事前相談の段階で必ずその旨申し出てください）</p> <p>エ. 申請者が所有するものに限ります。</p> <p>オ. 市町村等の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除きます。</p> <p>カ. 投下資産の取得に当たっては、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な取得方法を採用するように努めて下さい。</p> <p>【補助対象とならない費用の例】          土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する費用・造成工事費・既存施設（建物及びそれに付随する設備等）の取得に要する費用・工具、器具及び備品の取得に要する費用（客室用ベッド、冷蔵庫等）・庭木等の立木の取得に要する費用等</p>																																

令和8年度から1～4室の古民家等を活用した新設が補助事業の対象となりました。以下の内容に留意して申請してください。

## 古民家等

### 定義

建築基準法（昭和25年法律第201号）の施工日（昭和25年11月23日）前に建築されたと推定され、木組みや石場建てその他伝統的な工法により建築された建物のこと

### 申請にあたって

通常の申請時に必要な様式および添付書類の他、以下の資料を提出してください。  
 （提出資料）

- ① 築年数が分かる書類
- ② 建物の構造及び外観・内観が分かる書類

申請前に職員が現地調査を行う場合があります。

令和8年度から増改築等において、総客室数の増加を伴う、若しくは、高付加価値化を図ることが要件となりました。高付加価値化を図る増改築等による申請の際は、以下の内容に留意して申請してください。

## 高付加価値化

### 定義

宿泊者に対する新たな価値・体験の提供によって、明確な機能向上や競争力向上が見込まれる事で、県の観光消費額向上に資するもの

例：・居住空間のグレードアップ

- （ 複数の既存客室の統合  
 既存客室への専用露天風呂の新設  
 共用ランドリー・ラウンジ等の新設  
 ・テーマ性を持った改装  
 ）
- （ 既存建物の歴史的価値を生かした改修  
 滞在型観光をコンセプトとした改修  
 周囲の自然・景観を主題とした改修  
 ・上記2つと同等の増改築等  
 ）

### 申請にあたって

通常の申請時に必要な様式および添付書類の他、第1号様式 別紙3-2において下記の記載をしてください。

（記載事項）

- ① 「事業概要」
- ② 「宿泊者に対する新たな価値・体験の提供を行う具体的な内容」
- ③ 「どのように機能向上や競争力向上が図られ、県の観光消費額向上に寄与するか」

また、「売上高」「稼働率」「平均客室単価」のうち1つ以上数値目標を操業開始後5年間設定してください。

## 注意点

- ・単なる修繕は対象外です。
- ・操業開始後5年間は、営業状況報告書（第12号様式）において、数値目標の達成状況の報告が必要です。

## 【奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請における添付書類一覧】

- |   |   |
|---|---|
| ① 法人（企業）のパンフレット                         | ⑩ 土地の権原取得の可能性が高いことが分かる資料<br>（仮契約書、所有者の同意書等）                         |
| ② 法人の定款                                 | ⑪ 宿泊施設全体の配置図<br>（敷地と家屋の位置関係が分かるもの、旅館業の敷地<br>範囲及び計画認定申請の対象範囲を明示すること） |
| ③ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（写）                | ⑫ 各階の平面図（旅館業の対象範囲を明示すること）   |
| ④ 旅館業の経営形態が分かる（所有者・経営者・運営者等）資料          | ⑬ 建設計画書（宿泊施設の月次別建設計画が分かるもの）   |
| ⑤ 法人の連結財務諸表（過去3年分）                      | ⑭ 当該宿泊施設に係る投下資産の額の根拠となる資料   |
| ⑥ 県税に滞納のない証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）            | ⑮ 客室数、収容人数及び平均客室面積の根拠となる資料  |
| ⑦ 位置図（建築確認申請時に添付するもの、住宅地図等）             |   |
| ⑧ 資金計画書<br>（金融機関との調整状況や投資家募集の計画・見込等を記載） |   |
| ⑨ 収支計画書（操業開始から10年間）                     |   |

※その他、知事が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

# 補助金申請事務フロー図

